

第2回 商品情報の在り方・商慣習に関する検討 WG

議事要旨

日時：令和7年10月21日（火）15時00分～16時00分

場所：シグマクシス トレーニングセンター /オンライン会議（Zoom）

議題：

1. 開会
2. 議事
 - (1) 分科会検討状況の報告（株式会社シグマクシス）
 - (2) 意見交換
3. 閉会

議事概要：

- 株式会社シグマクシスより、資料3に基づき、本検討WGまでに実施した分科会での検討内容について説明

【意見交換】

小売A社

- ・ P.3の表記について、内容量が変更されていれば、JANコードを変えることは当然と考える。データベースで商品を一意に特定し、商品情報をやり取りすることが本来の目的ではないか。
 - 【事務局回答】資料の記載が誤解を招く表現になっているが、ページ上段は基準を守っていないケース、下段は守っているケースを示している。内容量が変更されていれば、今後はJANコードを変えなければならない。

小売B社

- ・ P.8のメーカー業務変更について、「旧→新の関係を登録する」ということについても任意となっているが、小売としてJAN変更を踏まえて新旧商品を自社マスタ上で紐づける作業を行っており、メーカー側で登録・業界DBへの反映があるとありがたい。
 - 【事務局回答】あくまで任意項目であるが、大手メーカーであれば当然管理されている内容であると認識している。旧JANという情報については、現状Inforexには含まれていない情報であることはご理解いただきたい。

小売C社

- ・ 資料 4 の参考表について、グレーで記載している部分に名称や内容量が含まれている。これらは JAN コードを修正する対象ではないのか。
 - 【事務局回答】 名称や内容量が変更されれば、GTIN 変更 10 のルール of 基準 1 や基準 3 に該当すると考えられるため、JAN コードは変更すべきである。参考表は基準 2 の「成分・機能」に該当する項目を示したものである。10 の基準に沿っての整理を進めてきたが、商品表示の項目ベースに、どの基準にあたるのか、GTIN を変更すべきなのかを整理することも検討したい。資料 3 の P. 11 に記載の通り、GTIN 変更基準では GTIN 変更が不要なケースも存在するが、GTIN で識別できない変更については下期分科会でその扱いを議論する。

卸 A 社

- ・ P. 6 について、分科会内の議論では、旧 JAN を登録することで新商品かどうかの識別をするという議論があったと記憶しているが、その運用はなくなったという理解でいいか。
 - 【事務局回答】 その理解でよい。分科会の議論では、プラネットが保有する「旧 JAN」という項目を活用する提案をし、問題なければ JII 側にも項目追加を検討いただくことを想定していたが、当該項目は新商品かどうかの区別ではない使われ方をしていることを考慮し、JII、プラネット共に新商品区分/フラグを新たに設け、運用していくことが適切と考えている。
- ・ P. 8 の業務についてはあくまで任意という理解でいいか。新旧の紐付けは各社に委ねられるものと考えている。
 - 【事務局回答】 ご認識の通り。
- ・ 容量変更についてだが、一時的な増量を行った場合、元の容量に戻すのであれば GTIN を変更しなくてよいという話があったかと思うが、変えるべきということか
 - 【事務局回答】 容量変更は、一時的かどうかに関わらず変えるべきである。但し、元の容量に戻す際に、また別の GTIN を付番するのではなく、増量前の GTIN を使ってもよい。

メーカー A 社

- ・ 下期分科会について、GTIN 以外の識別方法についての議論は第 5 回となっているが、GTIN で何を識別できるのかを明確にすることになるため、4 回目のガイドライン検討の議論よりも先に実施すべきでないか。

- 【事務局回答】あくまで GTIN 運用については先にガイドラインを固めることが可能であると考え。GTIN の枠組みでは対処できない課題について議論することを想定しているのが第 5 回分科会である。議論内容は重なる部分はあるため、実際のアジェンダについては再検討したい。
- ・ 期間限定で増量となるような商品などの販促商品は、特定取引先のみでの販売となるケースが多い。そのような販売先が限定される商品は、公開制御機能のない産業横断レジストリーでは連携対象にならないと認識している。新商品フラグを付ける運用は問題ないと思うが、商品特性も踏まえて検討して欲しい。
 - 【事務局回答】ご認識の通り、PB 商品や留め型商品について、少なくとも産業横断レジストリー Ver.1 では、連携対象ではないと考えている。新商品フラグの運用方法については、いくつかパターンを分けて、製配販事業者が混乱の内容に整理することを検討する。

メーカーB 社

- ・ 新商品フラグについては対応が必須という理解でいいか。
 - 【事務局回答】現状では業界 DB にない項目であるが、今後の運用では必須になるものと考えている。この項目により、返品等の商慣習を防ぐことができる。

以上